

富田林市の補助金について

1. 補助金とは

補助金とは、市が公益性のある事業や団体に対し金銭的に援助するものです。

地方自治法第232条の2の条項には「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、これに基づき、「富田林市補助金等交付規則」を制定するとともに、必要に応じ個別補助金ごとの要綱を定め、補助金事務を実施しています。

2. 富田林市の補助金の種類

①団体運営費補助	公益目的に適う活動を行う団体への立ち上げ(初期)支援で、当該団体が行う事業の公益性を認定した上で、運営に必要な基礎的経費を補助するもの
②奨励的事業費補助	補助事業者の能動的意志により行う団体の活動に対する補助で、施策推進するための動機付けや奨励的要素が強いもの ※原則、対象経費の1/2(但し予算の範囲内)を補助率とする
③委託的事業費補助	補助施策の推進を図る上で、市の求めに対する受動的意志により行う補助事業者の活動に対する補助で、委託料や負担的な性格をもつもの ※対象経費の10/10(但し予算の範囲内)を補助率とする
④制度的補助	国、府等の交付要綱の基準に基づくもので、実質的に市負担の無い、又は負担割合の低い(概ね2割程度)もの
⑤個人給付	政策的判断等により個人に対して補助するもの

3. 平成25年度(決算)、令和2年度(決算)の件数及び金額比較

平成25年度決算			令和2年度決算		
団体補助	33	70,684,199円	団体補助	5	37,293,465円
事業推進補助	83	919,203,654円	奨励的	33	2,089,815,677円
			委託的	52	624,231,399円
			制度的	8	358,539,310円
個人給付	34	233,152,020円	個人給付	38	117,812,789円
合計	150	1,223,039,873円	合計	136	※ 3,227,692,640円

休止又は補助実績のなかった33件を除く

休止又は補助実績のなかった60件を除く

※令和2年度決算・・・富田林病院建替事業補助金(1,983,178,064円)と保育所整備交付金補助金(251,629,000円)を除くと、992,885,576円(※コロナ対策補助金を含む)

4. これまでの本市の補助金事務について

補助金交付については、補助金を交付するための基準や考え方を示した「富田林市補助金等交付規則に関する基準」や「富田林市補助金事務マニュアル」に則り、補助金の必要性や公平性を、補助金事務を担当する所管課で毎年精査の上、執行しています。しかし、団体等への補助金が長期にわたり硬直化していることや補助金に依存し、団体の自立性や自主性を阻害しているなど、補助金の効果や成果がわかりにくいとの指摘もあります。

このような状況から、平成26年度より個人給付、事業推進補助、団体補助の3種により区分していましたが補助金を、団体補助の事業補助化、適切な補助率の設定等の観点から改めて区分し直し、新区分(左図の5種)で運用しております。

<補助金事務適正化の取組み>

- ・補助金の新しい考え方に基づく補助金の再分類(H26～)
- ・富田林市補助金等の交付に関する基本指針の策定(H26)
- ・富田林市補助金事務マニュアルの改訂(H28)
- ・補助金等に関する要綱・要領のウェブサイト公開(H29)
- ・各所掌の補助金交付要綱の見直し(H30～)

<今後の課題>

- ・補助制度、補助対象者の固定化解消(⇒終期の設定等)
- ・補助金の効果検証(⇒目標設定による継続可否の判断や補助額の見直し等)
- ・類似補助金等の整理(⇒全庁横断的な見直し等)
- ・補助形態の妥当性(⇒適切な支出科目の見直し等)
- ・団体の自立性や自主性の育成(⇒提案公募型補助制度の創設等)

5. 更なる補助金等の適正化について

本市行財政経営改革ビジョンに掲げる歳出の最適化に位置付けている「補助金等のあり方の見直し」については、限られた財源の中で、施策を展開(選択と集中)していくため、また、今後の行政の役割及び市民の需要に応じた補助金等のあり方を検討する。

(補助金等検討委員会の所掌事務)・・・設置要綱(抜粋)

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討し、市長に意見具申を行うものとする。

- (1) 補助金等の適正な運用に関し、既存の補助金等について必要な事項の調査審議に関すること。
- (2) 今後の行政の役割及び市民の需要に応じた補助金等の在り方の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金等の適正化に関すること。